

もうすぐ年末調整です！準備を始めて下さい！

専従者や従業員に給与や賞与を支給している個人事業主は、原則として本年最後の給与を支払うときに『年末調整』をしなくてはなりません。

年末調整とは、1年間の給与収入から国民年金や国民健康保険料、生命保険料等の掛金額、扶養控除等による所得控除を差し引いて、毎月預かっていた概算の所得税との調整を行うことをいいます。

年末調整をしたうえで、7月～12月分の預かった税金を納めて下さい。

納付期限は**1月22日(月)**です。(納付額が0円でも納付書の提出が必要です!)

源泉所得税納付期限（毎月納付）	平成30年1月10日(水)
源泉所得税納付期限（半年納付）	平成30年1月22日(月)
給与支払報告書の提出	平成30年1月31日(水)

年末調整集合指導会

集合指導形式（各自で自分で作成されたものを確認します）

日 時	12月25日(月)・1月5日(金) 10時～12時 13時～16時※所要時間は、おおむね30～40分程度です
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none">・源泉徴収簿（月別の各人別給与・賞与の金額 7月～12月までの合計額）・控除証明書（国民年金・国民健康保険・生命保険・地震保険・企業共済 等）・税務署から送られてきた納付書（当会ではご用意できません）・扶養・保険料控除等申告書（従業員及び従業員の扶養家族の氏名・住所・生年月日 ・マイナンバーを記載したもの）・印鑑
手 数 料	ご自分で作成していただくため、手数料は不要です。 ※代行を依頼される方は一事業所につき、下記の手数料が必要となります 2,160円（1名分含む）+ 従業員1名増につき1,080円を加算

12月27日(水)は会費口座振替日

今月の**12月27日(水)**が口座振替日です。同封の『会費等納入のお願い』をご確認下さい。ご不明な点がございましたら、**12月15日(金)**までにご連絡をお願いします。

なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内に記載の口座へお振り込みいただか、ご持参下さいようお願い致します。

弁護士による 無料相談行います！

弁護士の橋 先生による無料の相談会を行います。
事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか？
ご希望の方は下記の日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

12月21日(木) 15:00～17:00

(場所：福岡県青色申告会連合会 事務所内)

※詳細は10月号の会報をご確認ください。

行事予定

行 事 予 定 日	行 事 内 容
12月4日(月)	税務相談日
12月21日(木)	弁護士相談日
12月25日(月)	税務相談日
12月28日(木)	仕事納め
1月5日(金)	仕事始め

今月の行事予定

*その他出張や講習等で時間帯によっては職員不在のこともありますので、ご来会の際は事前にお電話でお問い合わせ・ご予約をお願いいたします。



祇園支部NEWS

メール : info@aoiro-f.com
H P : http://aoiro-fukuoka.seesaa.net/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

会員の集いへご参加くださった会員の皆さま、ありがとうございました！

これが終わるといよいよ確定申告の時期がぐっと近づいてきたなあ～と思います。

最近は会員さんから入力についての問い合わせなども多くなってきました。まだ何も手を付けてない方は、はやめに入力お願いしますね！